[redacted]

業務委託契約書

1 委託業務の名称	武雄市地域安心・安全情報提供業務委託												
2 委託業務場所	佐賀県武雄市地内												
3 履行期間	着手　平成 25 年（2013年）　5 月31日 から 完成　平成 26 年（2014年）　3 月31日 まで												
4		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
業務委託料			¥	1	1	1	1	4	2	5	0	0	
うち取引に係る消費税及び地方消費税					¥	5	2	9	2	5	0	0	
5 契約保証金	・現金　　(・免除) ・有価証券　　※武雄市財務規則第120条第1項第5項の規定による												
6 適用除外条項													

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 25 年 5 月 31 日

[redacted]

発　注　者　　佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１

武雄市長　　樋　渡　啓　祐

受　注　者　　所　在　地　福岡県福岡市博多区博多駅東１－１７－１

商号又は名称　オープンデータシティ武雄推進コンソーシアム

代表者氏名　株式会社SIIIS　代表取締役社長　杉　山　隆　志

[redacted]

（総　則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に基づき、仕様書等（仕様書、企画提案書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

３　甲は、委託業務に関する指示を乙又は乙の主任者若しくは主任技術者（以下「乙の主任者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の主任者等は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

４　乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

８　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第２９条の規定に基づき、甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第２条　乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、甲は、保証の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、権利のうち請負代金債権に限り、あらかじめ書面による甲の承諾を得て日本国内に本店又は支店を有する金融機関及び信用保証協会に対し譲渡する場合については、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第４条　乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2　乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任し、又は請け負わせる委託業務の内容その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

（法令上の責任）

第５条　乙は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第６条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（委託業務の調査等）

第７条　甲は、委託業務の履行状況について、随時に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

（監督職員）

第８条　甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2　監督職員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が特に監督職員に委任したもののほか、仕様等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　甲の意図する委託業務を完了させるための乙又は乙の主任者等に対する委託業務に関する指示

(2)　この契約書及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する乙又は乙の主任者等との協議

(4)　委託業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

（主任者等の届出）

第９条　乙は、現場における委託業務の管理をつかさどる乙の主任者等を定め、乙の主任者等及び委託業務に従事する乙の使用人又は従業員（以下「乙の使用人等」という。）の氏名、年齢、住所等を記入した経歴書その他必要書類を甲に届け出るものとする。乙の使用人等を変更したときも同様とする。

２　乙の主任者等は、この契約の履行に関し、委託業務の管理及び総括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第１０条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

３　乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを乙の主任者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（主任者等に関する措置請求）

第１０条　甲は、乙の使用人等又は第４条第２項の規定により乙から委託業務を委任され、若しくは請け負った者が委託業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から起算して１０日以内に甲に通知しなければならない。

３　乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から起算して１０日以内に乙に通知しなければならない。

（乙の使用人等に対する補償）

第１１条　乙の使用人等が、委託業務の履行に当たり、事故等により、負傷し、又は死亡することがあっても、甲はこれに対し補償等一切の責任は負わないものとする。

（損害賠償責任）

第１２条　乙は、乙の使用人等の風紀、規律等について一切の責任を負い、これらの者が委託業務の履行に当たり故意又は過失によって、甲の所有又は保管する物品並びに不動産に損害を与えたときは、甲の指示に従って、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

３　前項の場合その他委託業務の履行について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその費用負担において解決に当たる。

（検査）

第１３条　乙は、実施した作業内容、従事した乙の使用人等の従事者名簿を記録し、遅滞なく甲に提出し、甲の検査を受けるものとし、甲はその結果を乙に通知しなければならない。

２．甲から予め定められた期間内に前項の検査結果の通知がない場合は、乙は甲の当該検査に合格したものとみなす。

３　甲は、前各項の検査において乙の立会いを求めることができる。この場合において、乙は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

４　乙は、第１項の規定による検査の結果不合格になったときは、直ちに必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第１４条　乙は前条の検査に合格し、その実施した委託業務について甲の完了確認を受けた後、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

２　乙は、前項の規定による請求をするときは、１回を限度として請求することができる。

３　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（業務委託料の分割支払）

第１５条　乙は、委託事業への着手にあたり、前２条にかかわらず、本契約で定める業務委託料の分割による支払いを、書面をもって請求することができる。

２　乙は、前項の規定による請求をするときは、１回を限度として業務委託料全体の３割を上限に請求することができる。

３　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

４　乙は、第１項により業務委託料の分割支払を受けたときは、分割支払いを受けたのこりの業務委託料について委託業務完了後、前２条の規定により甲に対して請求できることとする。

（業務内容の変更、中止等）

第１６条　甲は、乙に対して書面による通知により委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。

２　前項の場合において、履行期間又は業務委託料を変更する必要が認められるときは、甲の指示又は甲の査定額によるものとし、書面によりこれを定めるものとする。

３　甲は、第１項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して定める。

（物価等の変動に基づく業務委託料の変更）

第１７条　甲又は乙は、履行期間内に物価等の変動により作業材料、労働賃金等に増減が生じた場合であっても、委託業務の内容又は業務委託料は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が発生したため、変更しないことが著しく不適当であると認められる場合は、相手方に対して書面により委託業務の内容又は業務委託料の変更を求めることができる。

（臨機の措置）

第１８条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ、甲の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３　甲は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

４　第１項及び第３項に規定する措置に要した経費のうち業務委託料に含めることが不適当と認められる経費については、甲乙協議のうえ、これを甲が負担する。

（不履行責任）

第１９条　乙は、委託業務の履行において、契約条項又は仕様書等に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

２　甲は、前項の場合においてその理由が乙の責めに帰すると認めたときは、乙に対して、違約金を請求することができる。

３　前項の違約金の額は甲の査定額によるものとする。

（甲の解除権）

第２０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

二　第２１条の規定によらないで乙が契約の解除を申し出たとき。

三　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三社の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2　前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、頭書の業務委託料から第９条に規定する部分払額を控除した額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

3　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4　甲は、第１項の規定により契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第２１条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　第１６条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が３分の２以上減少したとき。

二　第１６条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の１０分の５以上に達したとき。

三　前各号のほか、甲が契約に違反し、その違反によって、契約の目的を完了することが不可能となったとき。

2　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。

3　甲は、第１項の規定により契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

（解除等に伴う甲の措置）

第２２条　甲は、前２条の規定によりこの契約が履行期間の中途で解除された場合において、乙が実施した委託業務の履行済部分につき可分的に評価が可能な場合であってその部分に相応する業務委託料のうち未払い代金があるときは、甲においてこれを査定し、乙に支払うものとする。

（解除等に伴う乙の措置）

第２３条　乙は、委託業務を完了したとき又は契約を解除された場合においては、次項以下に定める措置をとらなければならない。

２　甲から貸与された書類又はその他の物件（以下「貸与品」という。）があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３　甲の施設内に乙の所有に属する作業材料及び諸設備その他の物件があるときは、これを搬出するとともに原状に復さなければならない。

４　前項の場合において、甲の指定する期間内に乙の当該物件を処分しなかったときは、乙がこれら物件の所有権を放棄したものとみなし、甲において当該物件を処分することができる。この場合においては、乙は、甲の処分等について異議を申し立てることができないものとする。

（損害金の予定）

第２４条　甲は、第２０条の２第１項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の１０パーセントに相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

３　前２項の規定は、委託業務が完了した後も適用されるものとする。

（遅延利息の請求）

第２５条　甲の責に帰すべき理由により第１４条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、その未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に規定する率（以下「支払遅延防止法第８条に規定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（賠償金等の請求）

第２６条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで支払遅延防止法第８条に規定する率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料を相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第８条に規定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（秘密の保持等）

第２７条　乙は、委託業務を履行するに当たり知り得た甲若しくは甲の関係者の秘密事項若しくは情報又は甲の所有する個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。又この秘密保持等の義務は、この契約終了後も継続するものとする。

２　乙は、乙と乙の使用人等及び乙の使用人等間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

（個人情報保護）

第２８条　本契約において甲及び乙が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとする。なお、個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1)　「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）第２条に定める個人情報及びその蔵置媒体。

(2)　法令、契約等に従い、甲及び乙が相手方に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体であって、甲及び乙が相手方に取扱を委託するにあたり、予め書面にて個人情報を特定し明示したもの。

2　甲及び乙は、個人情報の取扱について、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1)　個人情報を本契約履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと。

(2)　個人情報を第三者に提供しないこと（ただし、第６項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。）。

(3)　個人情報を個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(4)　自己の責任において、本契約により個人情報を取扱う自己の従業者（自己の組織内にあって直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること

3　甲及び乙は、個人情報の取扱を円滑に推進するために、それぞれ個人情報保護担当者を定め相手方に書面により通知（これを変更した場合も同様とする。）し、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として個人情報保護担当者を通じて行うものとする。なお、個人情報保護担当者は、自己の従業者への指示管理を行うものとする。

4　個人情報保護担当者と実施責任者はこれを兼ねることができるものとし、特に通知がない場合はこれを兼ねるものとする。

5　甲及び乙は、相手方に対し、個人情報の取扱につき以下の事項（以下「取扱事項」という。）を報告し、内容につき相手方は確認するものとする。また、甲及び乙は、取扱事項の状況を個人情報の利用期間中１２か月に一度の頻度にて相手方に対し報告を行うものとする。

(1)　本条第２項の義務の履行状況

(2)　個人情報を本契約履行のためにのみ利用している事実･状況

6　甲及び乙は、本契約を履行するにあたり、第三者に個人情報を開示する必要がある場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとし、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

7　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとする。なお、複製の取扱は本条に従うものとする。

8　甲及び乙は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとする。

9　甲及び乙は相手方から個人情報を受領した場合、甲乙協議のうえ定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとする。

１０　本契約が終了した場合又は相手方から要請があった場合、甲及び乙は、相手方から開示された個人情報を相手方に返還又は相手方の要請に応じて甲乙協議のうえ定めた方法に従い廃棄したうえで、当該返還日、破棄日若しくは消去日から起算して３０日以内に甲乙協議のうえ定める確認書を提出するものとする。

１１　甲及び乙は、法第２４条以下に規定される個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）を行う権限を有せず、個人情報の主体から開示等の依頼を受けた場合、その旨を相手方に通知するものとする。

１２　本条の定めは、本契約終了後も効力を有するものとする。

（紛争の解決）

第２９条　この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、甲乙それぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、乙の使用人等の委託業務の実施に関する紛争、乙の使用人等又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の委託業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第１０条第２項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第４項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第１項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第３０条　この契約に定めのない事項については、武雄市財務規則及び関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙が誠実に協議して定めるものとする。

開放